様式第1号(第2条関係)

分担金決定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　様

八頭町長　　　　　　印

　このことについて、八頭町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例第4条の規定により　　年度分担金を次のとおり決定したので、八頭町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例施行規則第2条の規定により通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 事業費 |  |
| 2 | 分担金額 |  |
| 3 | 分担金の納期限 |  |

　(教示)

　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。) 、提起することができます。

　なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

　(1)　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。